

平成22年度 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	6,802	保険契約準備金	163,791
預貯金	6,802	支払備金	2,710
コールローン	1,286	責任準備金	161,081
有価証券	164,203	代理店借	45
国債	64,702	再保険借	200
外国証券	37,757	その他負債	619
その他の証券	61,744	未払法人税等	3
貸付金	1,263	未払金	7
保険約款貸付	1,263	未払費用	184
代理店貸	35	預り金	93
再保険貸	2,514	金融派生商品	272
その他資産	1,167	仮受金	57
未収金	796	価格変動準備金	119
前払費用	56	負債の部 合計	164,775
未収収益	182	(純資産の部)	
預託金	95	資本金	47,500
金融派生商品	12	資本剰余金	26,500
仮払金	22	資本準備金	26,500
その他の資産	2	利益剰余金	△66,409
貸倒引当金	△46	その他利益剰余金	△66,409
		繰越利益剰余金	△66,409
		株主資本合計	7,590
		その他有価証券評価差額金	4,860
		評価・換算差額等合計	4,860
		純資産の部 合計	12,451
資産の部合計	177,227	負債及び純資産の部合計	177,227

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券（現金及び預貯金のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については外貨建債券に係る換算差額のうち時価の変動に係る換算差額以外の換算差額については為替差損益として処理しているほかは、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法は次の方法によっております。
 - <建物>
 - ①平成10年3月31日以前に取得したもの：旧定率法によっております。
 - ②平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの：旧定額法によっております。
 - ③平成19年4月1日以降に取得したもの：定額法によっております。
 - <建物以外>
 - ①平成19年3月31日以前に取得したもの：旧定率法によっております。
 - ②平成19年4月1日以降に取得したもの：定率法によっております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- (4) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
- (5) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しておりますが、過去の一定期間における貸倒実績がない債権については、格付機関が公表しているデフォルト率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (6) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- (8) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定にかかる保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式。

また、将来にわたっての健全性を確保するための追加責任準備金を3,130百万円積み立てております。

(9) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

2. 会計方針の変更

当期より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号）を適用しております。

なお、オフィス撤去時における原状回復に係る資産除去債務の負債計上及び対応する除去費用の資産計上に代えて、賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法により行っております。これに伴いその他資産に計上している賃借契約に係る預託金が46百万円減少しております。また、経常利益が8百万円減少し、税引前当期純利益が46百万円減少しております。

3. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、生命保険契約の引受を行うことにより、保険契約者から保険料として収受した金銭等を有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

生命保険事業を行ううえで、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように当社では資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当社が保有する金融資産は有価証券が多くを占め、主に債券、投資信託から構成されております。保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の債券運用では、有価証券の過半を「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券として保有しており、一部の債券を満期保有目的及びその他有価証券として保有しております。他に国内外の投資信託をその他有価証券として保有しております。また特別勘定資産の有価証券はすべて売買目的有価証券として保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

この他デリバティブ取引として一般勘定における外貨建資産に対する為替リスクを減殺する目的で為替先渡取引を行っております。一般勘定資産における外貨建資産に対しては、ほぼ全額為替先渡取引により為替変動リスクをヘッジしておりますが、ヘッジ会計は適用しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理諸規程を定め、これらに基づいて金融商品に係る取引を管理しております。金融商品に係る日常のリスク管理は取引の執行部門と事務部門がそれぞれ所管し、取り扱う金融商品の個別リスクの把握、評価、コントロール及びモニタリングを行い、その状況を投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。資産運用リスク管理小委員会では、資産運用リスクに関する事項について検討、分析を行い、資産運用リスク管理上の方針や具体策をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会は、資産運用リスク全般の管理状況の確認や審議のために開催され、取締役会等に必要な報告を行う体制となっております。

①信用リスクの管理

当社では、資産運用関連諸規程において信用リスクに関する管理方法を定めております。保有する有価証券の発行体及び預金預入銀行の信用リスク並びにデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、信用状況及び投資残高を定期的に把握し、投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。

②市場リスク管理

(i)金利リスクの管理

当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動リスクを減殺するために、複数の保険契約群(小区分)ごとに責任準備金対応債券を採用し、債券のデュレーション(金利変動に対する債券価格変動の程度)と対応する保険契約群(小区分)における責任準備金のデュレーションを一定の範囲でマッチングさせることとしております。

責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションの対応状況については、月次で検証し、一般勘定資産全体の状況と併せて投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告され、状況の確認及び今後の対応等の協議を行っております。

なお、当該負債残高の減少に伴い、当年度より個人保険(ただし、一部保険種類を除く)全体で総合的なデュレーションの管理を行うこととしたため、従来設定していた小区分(医療保険、終身保険、養老保険、がん保険の4区分)を統合いたしました。この変更による損益の影響はありません。

(ii)為替リスクの管理

当社では、外貨建ての有価証券に係る為替変動リスクに対し、為替先渡取引を利用してヘッジしております。

(iii)価格変動リスクの管理

価格変動リスクの管理に関しては、バリュー・アット・リスク(VaR)、市場感応度分析、ストレステスト等によりリスク量を計測し、投資委員会及び資産運用リスク管理小委員会に報告しております。

(iv)デリバティブ取引

当社では、デリバティブ取引について、ヘッジ目的のみに利用を限定し、現在は為替リスクに対しての為替先渡取引のみを利用しております。

(4) 金融商品時価に関する重要な前提条件等

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的な方法で算定された価額によっております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には当該価額が異なることもあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	6,802	6,802	-
コールローン	1,286	1,286	-
有価証券			
売買目的有価証券	53,494	53,494	-
満期保有目的債券	598	621	22
責任準備金対応債券	64,103	65,735	1,632
その他有価証券	46,006	46,006	-
貸付金			
保険約款貸付	1,263	1,263	-
金融派生商品			
ヘッジ会計が適用されていないもの(*1)	(260)	(260)	-

(*1) 金融派生商品によって生じた債権・債務は正味の純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預貯金

預貯金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②コールローン

コールローンは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券

債券の時価は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託の時価は公表されている基準価格によっております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

⑤金融派生商品

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は0百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- (1) 貸付金のうち、破綻先債権及び延滞債権はありません。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は0百万円であります。
- なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
5. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は57,134百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
6. 関係会社に対する金銭債権の総額は6百万円、金銭債務の総額は5百万円であります。
7. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は繰越欠損金9,485百万円でありますが、ビジネスプランにおける今後の収支見通し及び税務上の繰越欠損金の額からみて将来の税金負担額に影響を与えないと判断したため計上しておりません。
8. 再保険貸は、修正共同保険式再保険に係わる再保険貸2,478百万円を含んでおります。
9. 責任準備金には、修正共同保険式再保険に係わる預り責任準備金に対応する金額9,440百万円を含んでおります。
10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は19百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は47百万円であります。
11. 1株当たり純資産額は、8,413円15銭であります。純資産の部の合計額を期末の発行済株式数で除して算定しております。
12. 外貨建資産の額は、13,055百万円であります。（主な外貨額157百万米ドル）
外貨建負債の額は、6百万円であります。（主な外貨額0百万香港ドル）
13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は341百万円であります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成22年度 損益計算書

〔 平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	30,240
保険料等収入	22,285
保険料	17,205
再保険収入	5,080
資産運用収益	2,656
利息及び配当金等収入	2,031
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	1,995
貸付金利息	33
その他利息配当金	3
有価証券売却益	35
金融派生商品収益	589
その他経常収益	5,298
年金特約取扱受入金	118
責任準備金戻入額	5,177
その他の経常収益	3
経常費用	28,947
保険金等支払金	23,123
保険金	1,454
年金	128
給付金	1,218
解約返戻金	14,468
その他返戻金	106
再保険料	5,746
責任準備金繰入額	623
支払備金繰入額	623
資産運用費用	2,007
支払利息	0
為替差損	1,441
貸倒引当金繰入額	15
特別勘定資産運用損	495
その他運用費用	54
事業費	3,121
その他経常費用	71
税金	61
その他の経常費用	9
経常利益	1,292
特別利益	2
固定資産等処分益	2
特別損失	516
固定資産等処分損	2
減損損失	398
価格変動準備金繰入額	33
その他特別損失	82
税引前当期純利益	778
法人税及び住民税	3
法人税等合計	3
当期純利益	775

1. 関係会社との取引による費用の総額は8百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、公社債投信30百万円、国債4百万円であります。
3. 金融派生商品収益には評価益が352百万円含まれております。
4. 1株当たり当期純利益は523円77銭であります。算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに775百万円、普通株式の期中平均株数は、1,480,000株であります。
5. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係わる出再保険事業費受入466百万円を含んでおります。
6. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 資産をグルーピングした方法
保険営業等の用に供している固定資産について、保険営業全体で1つの資産グループとしております。
 - (2) 減損損失の認識に至った経緯と減損損失の内訳
当面の保険料収入水準を前提に、保険営業に係る将来キャッシュフローによって帳簿価額の回収が見込まれない資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(398百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。
 - (3) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、資産グループの継続使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャッシュフローの現在価値により算定される使用価値により算定しております。
7. その他特別損失は、資産除去債務の過年度償却額38百万円及び事業構造転換に伴い賃借契約を一部終了した際に発生した原状回復費用37百万円を含んでおります。
8. 金額記載単位未満を切り捨てて表示しております。